

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

1 子ども・子育て支援法に基づく確認制度

- 平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援新制度においては、子ども・子育て支援法に基づき、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）や地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育など）の設置者・事業者からの申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、給付認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになる。

2 焼津市子ども・子育て会議からの意見聴取

- 子ども・子育て支援法では、新たに市が給付の対象として施設・事業を確認する際に、子ども・子育て会議において、教育・保育施設及び地域型保育事業の「利用定員の設定」に関して、意見を聴くこととされている。

（根拠法令等）

- ・ 焼津市子ども・子育て会議条例第 2 条第 1 号
- ・ 子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項、第 77 条第 1 項各号

【※子ども・子育て支援法 抜粋】

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 （略）

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 利用定員の設定

- (1) 利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、認可定員を超えない範囲内で、地域の需要等を踏まえて設定する必要がある。
- (2) 「認可」を受けた施設・事業が給付（公費支給）の対象となるためには、市から「確認」を受けなければならない。
- (3) 子どもの受入れや給付費の支給は、認可定員ではなく、利用定員に基づいて行われる。

4. 利用定員を設定する施設について

○認定こども園

令和7年9月から幼稚園（私学助成）から幼保連携型認定こども園へ移行予定
（三和幼稚園）

施設名	認定こども園 三和幼稚園									
所在地	焼津市三和614番地の2									
設置者名	学校法人頌徳学園 理事長 金原順一									
	1号認定			2号認定			3号認定			合計
	3歳	4歳	5歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	
(現認可定員)	(60)	(60)	(60)							(180)
認可予定定員	54	38	38	12	12	12	0	5	9	180
利用定員	54	38	38	12	12	12	0	5	9	180

○幼稚園

令和8年4月から幼稚園（私学助成）から幼稚園（施設型給付）へ移行予定
（みやじま幼稚園）

施設名	みやじま幼稚園			
所在地	焼津市三ヶ名807番地の1			
設置者名	学校法人千代学園 理事長 小関直司			
	1号認定			合計
	3歳	4歳	5歳	
認可定員	120	80	80	280
利用定員	70	70	70	210

（みなと幼稚園）

施設名	みなと幼稚園			
所在地	焼津市中港一丁目7番23号			
設置者名	学校法人千代学園 理事長 小関直司			
	1号認定			合計
	3歳	4歳	5歳	
認可定員	50	60	60	170
利用定員	16	17	17	50